

竜王町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的として、住宅の新築、取得およびリフォームに係る費用ならびに賃貸住宅の家賃ならびに引越費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、竜王町補助金等交付規則（昭和50年竜王町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「申請年度」という。）において、町に転入し、および婚姻届を提出し、受理された夫婦であって次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付の申請時において、夫婦のいずれもが町内に居住し、町の住民基本台帳に登録され、かつ、当該住民基本台帳に登録されている住所が、住宅の新築、取得およびリフォームに係る費用ならびに賃貸住宅の家賃ならびに引越費用に係る住宅の所在地であること。
- (2) 夫婦の直近の所得の合計額が500万円（貸与型奨学金（公的団体または民間団体より、学生の修学および生活のために貸された資金をいう。）の返済を現に行っている場合にあっては、夫婦の所得の合計額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額）未満であること。
- (3) 婚姻をした日（以下「婚姻日」という。）における年齢が夫婦のいずれも40歳未満であること。
- (4) 補助を受けた年度の翌年度から5年以上町内に居住することを誓約できること。
- (5) 夫婦のいずれもが国、県または他市区町村からこの要綱と同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要綱による補助金の交付を受けた者は、本補助金の申請をすることができない。

- (1) 竜王町定住促進住宅新築・リフォーム補助金交付要綱（平成28年竜王町告示第53号）
- (2) 竜王町若者定住のための住まい補助金交付要綱（令和4年竜王町告示第40号）

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、夫婦のいずれかまたは共有名義で契約締結等された次の表に定

める事業に係る経費のうち、申請年度の4月1日から2月末日（補助対象者に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月の末日）までに支払われた経費とする。

区分	補助対象経費
新築・取得	婚姻を機に町内に住宅を新築するために要した費用または取得するために要した費用（土地購入費を除く。）
リフォーム	婚姻を機に町内の住宅をリフォームするために要した費用（倉庫、車庫等の居住を目的としない工事費、外構工事費ならびに家電製品および家具の購入費および設置費を除く。）
家賃	婚姻を機とした町内の住宅の家賃（勤務先等から住宅手当等が支給される場合は、当該額を控除した額）
引っ越し	婚姻を機に町内に引っ越しをするために要した費用のうち、引越業者または運送業者に支払った費用

2 前項に規定する補助対象経費であって、婚姻日より前に取得等したものは、婚姻日前1年以内に婚姻を機として取得等したものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

区分	補助金額
新築・取得	補助対象経費の5分の1以内
リフォーム	補助対象経費の5分の1以内
家賃	最大6箇月分の2分の1以内
引っ越し	補助対象経費の2分の1以内

2 補助金の額は、区分別の補助金額を合算した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円（婚姻日における年齢が夫婦のいずれも30歳未満である場合には、60万円）を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、竜王町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（別記様式）に、次の表に掲げる書類を添えて、町長に補助金の交付の申請をしなければならない。

区分	添付書類	備考
共通	婚姻を証する書類	
	住民票（個人番号の記載のないもの）	世帯全員分
	夫および妻の所得証明書	
	貸与型奨学金の返還額が確認できる書類	貸与型奨学金を返済している場合

	町内に5年以上居住する旨の誓約書	
	その他町長が必要と認める書類	
新築・取得およびリフォーム	工事請負契約書の写し	住宅を新築およびリフォームした場合
	売買契約書の写し	住宅を取得した場合
	領収書の写し	
家賃	賃借に係る契約書	
	家賃の支払が確認できる書類	
	勤務先等からの住宅手当等の額が確認できる書類	勤務先等から住宅手当等が支給される場合
引っ越し	領収書の写し	

(補助金の返還)

第6条 町長は、規則第16条の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、補助金の交付の決定を受けた者に既に補助金の交付をしている場合は、その全部または一部の返還を命ずることができる。

2 前項の場合における返還額は、交付された補助金を60月で除した額に居住できなくなった月数（1箇月に満たない月は切り捨てる。）を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する補助金の返還額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(特例)

第7条 規則第12条の規定に基づく実績報告は、同条ただし書の規定により第5条の交付申請によってなされたものとみなす。

2 規則第13条の規定に基づく確定通知は、同条ただし書の規定により規則第6条の決定通知によってなされたものとみなす。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。